

東弁27人第488号

2016年3月30日

学校法人 東京女子大学

理事長 氏 家 純 一 殿

東京弁護士会

会 長 伊 藤 茂 昭

人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人Aからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴法人に対し、下記のとおり警告します。

記

第一 警告の趣旨

名誉教授の称号を授与することを求める教授会の推薦を受けている申立人について、平成22年4月9日開催の貴法人評議会において、申立人が貴法人から平成21年6月22日付懲戒処分(譴責)を受けていることを理由に名誉教授の称号の授与を否決した決議は、そもそも上記懲戒処分自体が無効なものである以上、その前提を欠き無効であるから、このような違法無効な決議を盾に名誉教授の称号を授与しないことは、申立人の名誉を著しく侵害するものである。

よって、貴法人に対し、評議会を開催して上記否決の決議を取り消し、処分の無効を前提として、再度申立人に対し名誉教授の称号を授与することを審議するよう警告する。

第二 警告の理由

申立人は、貴法人名誉教授資格要件を備えており、教授会の推薦を受けた者であるが、教授会の推薦を受けて開催された大学評議会において、申立人に対する名誉教授称号の授与が否決された。

貴法人では、名誉教授規程が設けられて以来、教授会の推薦を受けて、

9 2名の者が名誉教授の称号を受け、4名の者が名誉教授の称号を授与されていないところ、名誉教授の称号が授与されなかった4名の内2名は、教授会の推薦があったものの推薦内規の要件である教授職20年以上の要件を満たしていなかった者であり、残りの2名（申立人が含まれる）はいずれも平成21年5月26日に発生した旧体育館立入を理由とする懲戒処分を受けており、貴法人も名誉教授の称号を授与しない理由に懲戒処分の存在を挙げている。

しかしながら、同懲戒処分は、旧体育館が平成21年5月25日以降立入禁止とはなっていなかったこと、平成21年5月26日当時、旧体育館に入館するについて何らの具体的危険も存在していなかったこと、イベントの参加者が旧体育館に出向くきっかけを作ったのは、参加者の一部学生による呼びかけからであって、申立人らは関与しておらず、旧体育館への入館を指導した事実もないこと、懲戒手続において、申立人らに弁明の機会が与えられていないことから一見して明白に違法無効である。

貴法人においては教授会の推薦があり、その推薦が推薦要件を満たしている場合には、平成21年5月26日に関する懲戒処分を受けた申立人ほか1名以外の者については、全員が名誉教授の称号を授与されている。

このような制度の下で貴法人が、教授会の推薦があるにもかかわらず、名誉教授の称号を授与しないということは、申立人の名誉を著しく毀損するものである。

第三 結論

以上より、申立人に対し名誉教授の称号の授与をしないことは、申立人の名誉を著しく毀損するものであり、仮に貴法人において何もせずに放置し、申立人に対し名誉教授の称号の授与をしないとなれば、貴法人は、申立人の人権を今後も継続的に侵害し続けることになり、このようなことは決して許されるべきものではない。

よって、警告の趣旨記載のとおり警告する。